

長期にわたる疾病等のため 定期の予防接種を受けることができず 対象年齢を過ぎてしまった方への接種のお知らせ

予防接種法施行令の改正により、次の要件に該当する場合は、接種対象年齢を過ぎても、定期の予防接種として接種できるようになりました。※一部年齢制限があります。

予防接種前に申請が必要です、接種を希望される方は、
中央保健センター(27-2112)までお問い合わせください。



【接種対象者】

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかるなど特別の事情があつたことにより、やむを得ず定期の予防接種が受けられなかつた白河市に住所登録がある方

【長期にわたり療養を必要とする疾病にかかるなど特別の事情とは】

- ▶ 1 厚生労働省が定める疾病にかかったこと
- ▶ 2 臓器移植術を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと
- ▶ 3 医学的知見に基づき、1又は2に準ずると認められるもの
- ▶ 4 災害、ワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したこと

【接種期間】

特別の事情がなくなったと認められる日から起算して2年以内

※BCGワクチンは4歳、ヒブワクチンは10歳、小児用肺炎球菌ワクチンは6歳、
四種混合ワクチンまたは五種混合ワクチンは15歳までの年齢制限あり

【申請手順】

- ① 健康増進課予防管理係に対象かどうかお問い合わせください。
- ② 対象である場合は、母子健康手帳を持参し、健康増進課へ。
- ③ 申請書をご記入いただきます。
- ④ 「主治医意見書」をお渡します、主治医にご依頼ください。
- ⑤ 健康増進課へ「主治医意見書」を提出してください。
- ⑥ 白河市から「決定通知書」と「予診票」を送付します。
- ⑦ 「決定通知書」及び「予診票」、母子健康手帳、その他予約時に医療機関から指定されたものを持参のうえ、接種を受けてください。(県外等区域外の医療機関で接種を希望する場合は、別途手続きが必要です)